

税

「国税電子申告・納税システムe-Tax」のお知らせ ~国税庁~

e-Taxは、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告や納税等ができるシステムです。是非ご利用ください。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

また、国税庁ホームページで動画と図解で税の紹介をする番組を始めましたので、是非アクセスしてみてください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

個人事業者の「消費税簡易課税制度」のお知らせ~気仙沼税務署~

平成15年度に消費税法が改正されました。消費税の申告が必要な個人事業者のうち、前々年の課税売上高が5,000万円以下の場合、届出により簡易課税制度（課税売上高から簡便な方法で納付税額を計算できる特例制度）が選択できます。

選択する方は「平成17年において新たに課税事業者となった方、平成18年度において課税事業者である方」とも、平成17年12月31日までに「個人事業者の簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要がありますので、お忘れのないようお願いします。

【簡易課税制度の注意点】

①簡易課税制度では、みなし仕入率により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合でも、還付を受け取ることはできません。

②簡易課税制度を選択した場合は、2年間以上継続した後でなければ、選択を取りやめることはできません。

【振替納税制度の利用について】

個人事業者の消費税の納税には、安全・便利な振替納税をご利用ください。手続は「口座振替依頼書」を税務署又は金融機関に提出するだけです。とても簡単です。※詳しいことは気仙沼税務署までお問い合わせ願います。

☎22-6780

忘れていませんか 個人事業税

~宮城県気仙沼県税事務所~

平成17年度の個人事業税は、もう納められたでしょうか。第2期分の納期限は11月30日となっています。まだの方はお早めに最寄りの金融機関又は宮城県気仙沼県税事務所の窓口で納めてください。

納税には便利な口座振替制度もありますのでご利用ください。また、県税事務所の窓口では、納税相談も随時行っておりますので、お気軽にご相談ください。

※詳しいことは宮城県気仙沼県税事務所までお問い合わせ願います。☎24-2121(代) 内線210

平成17年度 年末調整説明会

~気仙沼税務署~

気仙沼税務署では管内の源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会を、次の日程で実施いたします。

対象地区：気仙沼市・唐桑町

◇日時 11月16日(水) 午前10時
及び午後2時(2回開催)

◇場所 気仙沼中央公民館

今月の税

固定資産税	第4期
国民健康保険税	第6期
介護保険料(普通徴収分)	第6期

納付書での納付は11月30日(水)まで
口座振替日は11月25日(金)です。

忘れないよう、早めに準備しましょう。

対象地区：南三陸町

◇日時 11月17日(木) 午前10時

◇場所 志津川公民館

対象地区：本吉町

◇日時 11月17日(木) 午後2時

◇場所 本吉町公民館

※受付は午前の部は9時30分から、午後の部は1時30分から行います

※割当日に都合の悪い方は他の会場でも受講できます。

※説明会には、送付された関係書類をご持参願います。

◇問 気仙沼税務署 法人課税部門

☎22-6803

生活

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際に基本的な対人賠償を目的として、原動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車、250cc以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！※自賠責制度の詳しい内容は、ホームページ<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

◇問 国土交通省東北運輸局

宮城運輸支局輸送課

☎(022)235-2515